



町民の声

これからの『街並み(景観)づくり100年運動』に期待すること

阿部利広さん
(山崎 68歳)

議会の一般質問内容に「街並み景観条例の運用について」という内容があり、興味を持ち、はじめて傍聴に参加しました。

注目した質問内容には7項目ありましたが、その中の2点についての考えを述べたいと思います。

まず第1点は条例の第5条で規定されていることの執行状況を問うものですが、ここでは、街並み景観形成地域さらには街並み景観特別地域の指定についてであって、街並み景観形成への責務は、第3条に町の責務、第4条に町民の責務があります。

この責務についての周知や推進がまだまだ達成できていないように思います。町は何をしなければならないか、町民はなにをしなければならないか。このあたりの共通認識を醸成していく努力がもっと必要だと思います。

80万円の助成金、10万円のペンキ代の補助も大事なことですが、なんのために行うのかの思いがも

つと必要です。

そのために、町は町民に対してたくさん話してほしいと思います。また、町民にはそれに対してたくさん意見を重ねて合意形成をしてほしいと思います。

街並み景観は、住宅を建てることだけではありません。自分の家の周りをきれいにすることも、花や木を植栽することも、道端のゴミを拾うことも含まれると思います。現在も町主導でフラワーコンクールや河川清掃なども景観形成に寄与していることだと思います。

つぎに第2点は景観審議会にハウスメーカーにも参加できないかを問うものでした。ハウスメーカーを取り込んで話をするのは、必要なことかもしれません。

住宅建築に対して、先進的なノウハウは圧倒的に長けていると思っています。このことは、われわれ金山町が寄っていくのではなく、どうすれば共存していけるか考えることも大切だと思います。このことで、金山大工の知識向上になればいいと思います。

最後に、みなさんにみてほしい金山町のウェブページを紹介しますので、ぜひご覧ください。

https://www.town.kaneyama.yamagata.jp/machinami_koryu/machinamizukuri100nundo/854.html



議会新豆知識 No.16

議会運用例について その1

議会議規則の他に議会議関係のルールを定めている議会運用例の主なものについて紹介する。

①欠席または遅刻
議員は、欠席届を会議時間まで提出できないときは、あらかじめ電話等により議長に届け出るものとする。遅刻の場合も同様とする。

②長期不在の届け出
議員が7日以上にわたる旅行等で住所地在不在にするときは、その旨を議長に届け出るのを例とする。

③行政報告
町長等の一般行政報告、教育行政報告は、議長の諸般の報告の次に議事日程にかかわらず、諸議題に入る前に行うほか必要に応じてこれを行うのを例として定例会のみとする。

お詫びと訂正

2月3日発行した議会だより133号8ページ沼澤議員一般質問の上から2段目、左から3行目「石山稔画伯」は「村松秀太郎画伯」の誤りです。お詫びして訂正いたします。

6月議会議定例会は6月6日(火)～9日(金)の予定です

町民の皆様の傍聴をお待ちしています

日程は近くなりましたら町ホームページ内の議会ページでお知らせします。



サインプログラム No.15

新型コロナウイルスが発生して以来、自粛されていた活動や行事が復活の兆しが見えてきたところである。金山町は、令和七年一月に町制施行百周年を迎える。それに向けて活気と希望がある町づくりを行政と議会が互いを尊重し理解を深めあいながら一体となつて進めていく必要がある。全国植樹祭が当町を会場に開催された際、天皇陛下から「金山は美しい町ですね」とお褒めの言葉を頂いた。わが金山町は魅力あふれる町なのである。

『同じ目の高さで孫と語る夢風さわやかに 春に彩る』
(文責・柴田 清正)

発行責任者

■ 議会議長 矢口 政一

議会広報常任委員会

■ 委員長 沼澤 道也
■ 副委員長 星川 智子
■ 委員 寒河江 宏一
中村 忠行
大場 洋介

